

使用料改定のお知らせ

他の施設の料金など詳しくはこちら



Q1 いつからですか？

A1 令和8年4月1日です。

Q2 対象の施設はどこですか？

A2 次の施設です。

稲佐山公園野外ステージ

Q3 金額はどうか変わりますか？

A3 次のとおりです。

施設名	区分		入場料等徴収を徴収しない場合		入場料等徴収を徴収する場合 最高の入場料が2,095円未満		入場料等徴収を徴収する場合 最高の入場料が2,095円以上	
			改正前（現在）	改正後	改正前（現在）	改正後	改正前（現在）	改正後
稲佐山公園野外ステージ	平日	9時30分～16時	9,711	13,500	29,134	37,800	77,691	93,200
		17時～21時	12,948	16,800	38,845	50,400	103,588	124,200
		9時30分～21時	20,501	28,600	61,505	79,900	164,015	196,700
	土日祝日	9時30分～16時	12,403	17,300	37,221	48,300	99,272	119,000
		17時～21時	16,720	21,700	50,170	60,200	133,801	160,500
		9時30分～21時	26,431	34,200	79,304	103,000	211,493	253,600

施設名	区分		改正前（現在）	改正後
リハーサル室	平日	1時間につき	377	550
	土日祝日	1時間につき	534	740

Q4 なぜ使用料をあげるのですか？

A4 原則として、有料施設の維持管理に必要な費用（コスト）は、受益者（利用者）の使用料で賄うこととしておりますが、現在は施設の維持管理に必要な費用（コスト）を使用料で賄うことができず、不足する費用は市民の税金で補っています。そのため、**受益者（利用者）による負担の原則**に基づき、使用料の改正を行います。皆様のご理解をお願い申し上げます。

受益者による負担の原則とは？

『税金から補う』ということは、施設を使わない人を含めたすべての市民で負担するということです。

施設を利用する人と利用しない人の公平性を確保するために使用料を改定いたします。



(問い合わせ先) 長崎市土木総務課
☎ 095-829-1162 (直通)